

2. 製造物責任法(PL法)による訴訟

国民生活センターでは製品関連事故対応の一環として製造物責任法 (PL法) に基づく訴訟を追跡調査し、概要等をまとめて適宜情報提供している。2011年6月末現在140件の事案を収集・分析している。当センターが把握する範囲での訴訟件数は1年当たり10件未満である (以下表1参照)。

審級別判決などの状況では、第一審で原告勝訴が48件 (うち33件が控訴)、和解は38件である。控訴審では、控訴された58件中、原告勝訴14件 (うち7件が上告受理申立て)、和解は15件である。なお、最高裁に上告受理

を申し立てた11件のうち9件は不受理となっており、残りは審理中で、受理されたものは今のところない。

2010年度中に提訴などの動きを把握した事案は28件である。内訳は提訴が5件、判決が20件、和解が2件、取り下げが1件である。

消費生活年報2010に掲載以降、新たに提訴が判明した訴訟 (表2)、および既に掲載済みの訴訟の動き (表3)は以下のとおりである。

PL法による訴訟の一覧は当センターのホームページに掲載している。

【表1. PL法に基づく訴訟(140件)の審級別判決などの状況】(2011年6月末現在)

一審	件数	控訴審	件数	上告審	件数
原告勝訴	48 (15)	(一審での)原告勝訴	14 (7)	不受理決定	9
原告敗訴	41 (16)	(一審での)原告敗訴	17 (13)	審理中	2
和解	38	和解	15		
係属中	12	控訴後取下	1		
訴訟取下	1	係属中	11		
合計	140 (31)	合計	58 (20)		
うち控訴の件数	58	うち上告受理申立の件数	11		

(注)

- ・「勝訴」とは、「原告の請求が一部でも認められた事案 (判決では一部認容であるが、裁判所がPL法に基づく請求については棄却、もしくは判断をしていない事案も含む)」とした。
- ・「敗訴」とは、「原告の請求が認められず、棄却された事案」とした。
- ・「和解」とは、「裁判上、もしくは裁判外で当事者間において和解で終了したことを国民生活センターが把握した事案」とした。
- ・ () 内は、「その審級において結審した事案」である。

【表2. 新たに判明したPL法による訴訟一覧】(2011年6月末現在)

事件名など	事件概要(原告主張)
泡立器金属棒失明事件(提訴日:平成15年6月27日 東京地裁平成19年5月21日判決 一部認容)	調理中、使用していた泡立器の金属棒が外れ、眼に突き刺さり失明した。
メッキ装置内ヒーター爆発事件(提訴日:平成16年3月16日 最高裁平成22年9月9日決定 上告棄却、上告不受理 控訴審:東京高裁:平成22年1月13日判決 原審:東京地裁平成19年4月11日判決)	メッキ装置に組み込んだ被告製造のヒーターが爆発したことで、販売先へ納品した装置の修理、賠償が必要となった。
卓球台転倒受傷事件①(提訴日:平成16年12月7日 奈良地裁平成21年5月26日判決 一部認容)	折りたたんだ状態の卓球台を開こうとしたところ、卓球台が倒れこんできて足を挟まれ、中足骨折した。
卓球台転倒受傷事件②(提訴日:平成16年12月20日 奈良地裁平成21年5月26日判決 一部認容)	折りたたんだ状態の卓球台を動かしたところ、卓球台が倒れこんできて足を挟まれて負傷した。
コレステロール低下剤副作用健康被害事件(提訴日:平成18年11月8日 東京地裁平成22年5月26日判決 請求棄却)	コレステロール低下剤を使用したところ全身の筋萎縮、排尿障害及び嚙下障害の健康被害が生じ、会社を退職せざるを得なくなった。
エアバッグ暴発手指等負傷事件(提訴日:平成19年12月5日 東京地裁平成21年9月30日判決 一部認容)	信号待ちのため停車していたところ突然エアバッグが暴発して左指側副靭帯を損傷するなどの傷害を被り、仕事に支障が生じた。
エアコン火災建物焼失事件(提訴日:平成21年3月26日 大阪地裁平成23年1月14日和解)	エアコンの室内機と室外機をつなぐケーブルの短絡、もしくはエアコンの欠陥により発火し建物が焼失(全焼)した。
調理食品回収費用請求事件(提訴日:平成21年7月17日 大阪地裁平成22年7月7日判決 一部認容(大阪高裁 平成22年7月16日原告控訴、平成22年7月20日被告控訴))	原告は、中国にある会社で製造された冷凍揚げとんかつを被告から購入し、加工して販売していた。同じ工場内で製造していた冷凍餃子に毒物が混入していたことが発覚したため、自社製品の回収を余儀なくされた。
電気カーペット火災死亡事件(提訴日:平成22年3月31日東京地裁)	電気カーペットを原因とする火災で家屋が焼損し、家族が死亡した。
ディーゼル車排気ガス微粒子除去装置事件(提訴日:平成22年7月2日横浜地裁川崎支部)	被告から配送用の車両を調達したところ、排気ガス中の微粒子を除去する装置に欠陥があったため、運送業務に支障を来たした。
公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件②(提訴日:平成22年7月6日東京地裁)(注)	設置・管理する賃貸住宅のエレベーターにおいて発生した死亡事故について、エレベーター交換費用などの損害を被った。

(注)「公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件①」は国民生活センターのホームページを参照のこと。

【表3. 消費生活年報に掲載済みのPL法による訴訟のその後の動き】(2011年6月末現在)

事件名など	事件概要(原告主張)
肺がん治療薬死亡事件①(提訴日:平成16年7月15日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ原告、被告各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
肺がん治療薬死亡事件②(提訴日:平成16年11月25日 東京地裁平成23年3月23日判決 一部認容(東京高裁へ平成23年3月30日薬製造輸入販売会社控訴、平成23年4月5日国控訴、平成23年4月6日原告控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(急性肺障害)により死亡した。
死亡事故後リコール判明事件(提訴日:平成17年1月31日 東京高裁平成22年7月1日判決 控訴棄却(平成22年7月13日最高裁へ上告、上告受理申立)(原審:東京地裁平成20年12月24日判決 請求棄却))	自動車で行中、制御不能状態になり対向してきた車両と正面衝突し、乗車していた夫婦が死亡し2歳の男児が傷害を負った。
肺がん治療薬死亡事件③(提訴日:平成17年3月7日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ原告、被告各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
肺がん治療薬死亡事件④(提訴日:平成17年4月25日 大阪地裁平成23年2月25日判決 請求棄却(大阪高裁平成23年3月11日控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
肺がん治療薬副作用事件⑤(提訴日:平成17年7月29日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ原告、被告各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により咳と高熱が続き、一時的に呼吸ができない状態に陥った。
肺がん治療薬副作用事件⑥(提訴日:平成18年2月3日 東京地裁平成23年3月23日判決 請求棄却(東京高裁平成23年4月6日控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件(提訴日:平成19年12月28日 大阪地裁平成22年11月17日判決 一部認容)	エステティックサロンにて遠赤外線サウナドームを使用したところ両下肢に網状皮斑(赤紫色の網状模様)が生じた。
肺がん治療薬副作用事件⑦(提訴日:平成20年9月3日 東京地裁平成23年3月23日判決 一部認容(東京高裁へ平成23年3月30日薬製造輸入販売会社控訴、平成23年4月5日国控訴、平成23年4月6日原告控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件③(提訴日:平成21年3月3日 神戸地裁姫路支部平成22年11月17日判決 請求棄却(大阪高裁平成22年11月29日控訴))(注)	祖母が冷凍庫から出しておいたこんにゃく入りゼリーをデザートとして1歳9ヶ月の孫に与えたところ、喉に詰まらせて死亡した。

(注)「こんにゃく入りゼリー死亡事件①」「こんにゃく入りゼリー高齢者死亡事件②」は国民生活センターのホームページを参照のこと。(商品テスト部)